

広報

はなまき

毎月2回(1日・15日)発行

● 岩手県花巻市 ●

〒025-8601 花城町9番30号

TEL.0198-24-2111

10

1

Public Relations Magazine 広報はなまきNo.271 平成29年[2017] 10月1日発行

木質資源を有効活用しませんか

市では、山林管理者などが「木材の小口買い取り制度」を利用する場合に、経費などを補助します。

「木材の小口買い取り制度」は、花巻市森林組合と花巻バイオチップ(株)が実施する事業。木質バイオマス発電所「株花巻バイオマスエナジー花巻発電所」が使用する燃料チップを、安定的に確保するために開始されました。

市は、木質資源の有効活用や松くい虫被害木の伐採促進を図るとともに、産官一体となつた「電気の地産地消」を進めます。

木材買い取り制度

対象木材

市内で伐採した針葉樹(間伐材、屋敷林の木、松くい虫被害木など)

搬入受け入れ日時

10月25日、11月8日・22日、12月13日・27日の水曜日、午前10時～午後3時

※平成30年1月以降の受け入れ日は決定次第、市ホームページなどで

お知らせします

搬入場所

▽花巻ステーション「花巻バイオチップ(株)中根子貯木場(中根子字武拾式神明4-10)」

▽大迫ステーション「株大迫生コン(大迫町大迫第1地割4)」

森林組合の買い取り単価(1㎥当たり)

健全木

間伐材・保安林・森林經營計画材：5千円、それ以外：4千円
▽松くい虫被害木

間伐材・保安林・森林經營計画材：5千円、それ以外：4千円
※健全木、被害木とともに、6～8^割の取扱手数料が差し引かれます

市の支援の概要

森林組合への支援

●搬入場所から花巻バイオチップ(株)までの運搬経費(定額補助)

●健全木と松くい虫被害木の買取

り単価の差額

※▼間伐材・保安林・森林經營計画材

市補助：800円▼それ以外：1000円。補助額が買い取り単価に上乗せされるため、被害木を持ち込んだ場合でも健全木と同額を受け取ることができます

木材搬出を進めるための支援

●木材搬出のための作業道を開設する場合の経費

※10万円を上限に、延長1メートル

当たり1000円

木材を搬入するためには、花巻市森林組合に事前の申し込みが必要です。申し込み方法や支援制度について詳しくは左記へお問い合わせください。

【問い合わせ】

▽申し込みや搬入の方法について

花巻市森林組合(☎23-5118-7)、同組合大迫事業センター(☎48-5311-1)

▽市の支援制度について

農村林務課(☎23-1400)

最新の行政情報はラジオから エフエム・ワンは78.7MHz

